＜　電波法　＞　最終改正：平成二一年四月二四日法律第二二号

第二条

一　「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。

二　「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。

三　「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。

四　「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。

五　「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。

六　「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

第五条

３　次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一　この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第八条　総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

一　工事落成の期限

二　電波の型式及び周波数

三　呼出符号（識別信号）

四　空中線電力

五　運用許容時間

２　総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

第九条　前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

２　前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

３　第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。

４　前条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項、又は無線設備の設置場所を変更することができる。

第十条　第八条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

第十一条　第八条第一項第一号の期限（同条第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）経過後二週間以内に前条の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

第十七条　免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

２　第九条第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定により無線設備の変更の工事をする場合に準用する。

第十八条　前条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでな い。

２　前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受 けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができ る。

第十九条　総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

第二十一条　免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

第二十二条　免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条　免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

第二十四条　免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

第二十九条　受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

第三十一条　総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

第四十二条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

一　第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第七十九条第一項第一号又は第二号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

三　著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

第五十二条　無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一　遭難通信

二　緊急通信

三　安全通信

四　非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）

五　放送の受信

六　その他総務省令で定める通信

第五十三条　無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第五十四条　無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

一　免許状等に記載されたものの範囲内であること。

二　通信を行うため必要最小のものであること。

第五十五条　無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、第五十二条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

第五十六条　無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その 他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第五十二条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

第五十九条　何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項 又は第百六十四条第二項 の通信であるものを除く。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

第六十条　無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

第七十一条　総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

第七十二条　総務大臣は、無線局の発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

２　総務大臣は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八条の総務省令の定めるものに適合するに至つた旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

３　総務大臣は、前項の規定により発射する電波の質が第二十八条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

第七十三条

４　総務大臣は、前条第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同条第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。

第七十四条　総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

２　総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

第七十六条　総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

３　総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一　正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二　不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。

三　第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四　免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十八条　無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

第七十九条　総務大臣は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一　この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。

二　不正な手段により免許を受けたとき。

三　第四十二条第三号に該当するに至つたとき。

第八十条　無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一　遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき

二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

三　無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一条　総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

第八十二条　総務大臣は、第四条第一号から第三号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

２　総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

第百三条の二　免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その応当日から起算して三十日以内に、当該無線局の起算日から始まる各一年の期間について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額を国に納めなければならない。

４　「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人等が納付すべき金銭をいう。

一　電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査

二　総合無線局管理ファイルの作成及び管理

三　周波数を効率的に利用する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う試験及びその結果の分析

六　特定周波数変更対策業務

七　特定周波数終了対策業務

九　補助金の交付

１５　免許人等は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

３９　総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

４０　総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

第百六条　自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によつて虚偽の通信を発した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第百八条の二　電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

２　前項の未遂罪は、罰する。

第百九条　無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

２　無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

五　第五十二条、第五十三条、第五十四条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用した者

七　第七十二条第一項の規定によつて電波の発射を停止された無線局を運用した者

八　第七十四条第一項の規定による処分に違反した者

第百十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

十八　第七十八条の規定に違反した者

第百十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

二　第二十二条の規定に違反して届出をしない者

三　第二十四条の規定に違反して、免許状を返納しない者

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分	金額
八　実験等無線局及びアマチュア無線局	三百円

＜　無線従事者規則　＞最終改正：平成二一年一〇月二〇日総務省令第一〇三号

第五十条　無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

一　免許証（免許証を失った場合を除く。）

二　写真一枚

三　氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

第五十一条　無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から十日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

２　無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

＜　無線局免許手続規則　＞最終改正：平成二二年四月二三日総務省令第五二号

第二十二条　免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総合通信局長に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。

２　前項の申請があつた場合において、総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

３　総合通信局長は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

４　免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。

＜　電波法施行規則　抄　＞　最終改正：平成二二年一〇月二六日総務省令第九三号

第二条

五十六　「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。

五十七　「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。

五十八　「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によつて占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。

五十九　「周波数の許容偏差」とは、発射によつて占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。

六十一　「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数をこえて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によつて輻射される全平均電力の〇・五パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジヨン伝送の場合等〇・五パー セントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

六十八　「空中線電力」とは、尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力をいう。

六十九　「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数一サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。

七十　「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であつて、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゆうぶん 長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたつて平均されたものをいう。

七十一　「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数一サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義 は、パルス変調の発射には適用しない。

七十四　「空中線の利得」とは、与えられた空中線の入力部に供給される電力に対する、与えられた方向において、同一の距離で同一の電界を生ずるために、基準空中線の入力部で必要とする電力の比をいう。この場合において、別段の定めがないときは、空中線の利得を表わす数値は、主輻射の方向における利得を示す。

第四条の二　電波の主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、次の各号に掲げるように分類し、それぞれ当該各号に掲げる記号をもつて表示する。ただし、主搬送波を変調する信号の性質を表示する記号は、対応する算用数字をもつて表示することがあるものとする。

一　主搬送波の変調の型式　記号

（2）　振幅変調

（一）　両側波帯　A

（二）　全搬送波による単側波帯　H

（三）　低減搬送波による単側波帯　R

（四）　抑圧搬送波による単側波帯　J

（六）　残留側波帯　C

（3）　角度変調

（一）　周波数変調　F

（二）　位相変調　G

二　主搬送波を変調する信号の性質　記号

（２）　デイジタル信号である単一チヤネルのもの

（一）　変調のための副搬送波を使用しないもの　一

（二）　変調のための副搬送波を使用するもの　二

（３）　アナログ信号である単一チヤネルのもの　三

（４）　デイジタル信号である二以上のチヤネルのもの　七

三　伝送情報の型式　記号

（２）　電信

（一）　聴覚受信を目的とするもの　Ａ

（二）　自動受信を目的とするもの　Ｂ

（３）　フアクシミリ　Ｃ

（４）　データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令　Ｄ

（５）　電話（音響の放送を含む。）　Ｅ

（６）　テレビジヨン（映像に限る。）　Ｆ

第四条の四　空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

記号		空中線電力
主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	
Ａ	一	尖頭電力
	三	平均電力
Ｆ		平均電力
Ｊ		尖頭電力

第十一条の三　法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

一　二六・一七五ＭＨｚを超える周波数の電波を利用するもの

二　空中線電力一〇ワツト以下のもの

三　法第三十一条に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によつてその使用電波の周波数が測定されることとなつているもの

四　当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた法第三十一条に規定する周波数測定装置をもつてその使用電波の周波数を随時測定し得るもの

七　アマチユア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

第二十一条の三　無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。

ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

一　平均電力が二〇ミリワット以下の無線局の無線設備

二　移動する無線局の無線設備

三　地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

四　前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

２　前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

第二十二条　高圧電気（高周波若しくは交流の電圧三〇〇ボルト又は直流の電圧七五〇ボルトをこえる電気をいう。以下同じ。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、 整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容しなければならない。

但し、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

第二十五条　送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであつて高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から二・五メートル以上のものでなければならない。但し、左の各号の場合は、この限りでない。

一　二・五メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合

二　移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、且つ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

第二十六条　無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。

ただし、二六・一七五ＭＨｚを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

第三十八条　法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

無線局	業務書類
五　アマチュア局	（一）　免許状

８　無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

第三十九条　法第六十条に規定する無線検査簿の様式は、別表第四号のとおりとする。

３　免許人等は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は前項に規定する文書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。

第四十三条の四　社団（公益社団法人を除く。）であるアマチユア局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

＜　無線局運用規則　＞　最終改正：平成二一年一二月二二日総務省令第一二〇号

第十三条　無線電信通信の業務用語には、別表第二号に定める略符号を使用するものとする。

第十九条の二　無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。

２　前項の場合において、他の通信に混信を与える虞があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。

第二十二条　無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

２　前項の通知をする無線局は、その通知をするに際し、分で表わす概略の待つべき時間を示すものとする。

第二十六条

２　自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代りに「ＱＲＺ？」を使用して、直ちに応答しなければならない。

第三十四条　通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

一　ＱＳＵ又はＱＳＷ若しくはＱＳＹ　一回

二　変更によつて使用しようとする周波数（又は型式及び周波数）　一回

三　？（「ＱＳＷ」を送信したときに限る。）　一回

第 三十五条　前条に規定する要求を受けた無線局は、これに応じようとするときは、「Ｒ」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「ＱＳＷ」及び前条第二号の事項を続いて送信する。）、直ちに周波数（又は型式及び周波数）を変更しなければならない。

第三十九条　無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に一分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合 に限り、「ＶＶＶ」の連続及び自局の呼出符号一回を送信しなければならない。この場合において、「ＶＶＶ」の連続及び自局の呼出符号の送信は、十秒間をこえてはならない。

一　ＥＸ　三回

二　ＤＥ　一回

三　自局の呼出符号　三回

２　前項の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

３　第一項後段の規定にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、十秒間をこえて「ＶＶＶ」の連続及び自局の呼出符号の送 信をすることができる。

第百二十七条の三　二以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときは、次に掲げる事項を順次送信して行なうものとする。

一　相手局の呼出符号（又は識別符号）　それぞれ二回以下

二　ＤＥ　一回

三　自局の呼出符号　三回以下

四　Ｋ　一回

別表第二号　無線電信通信の略符号（第１３条関係）

１　Ｑ符号

Ｑ符号	意義 問い
ＱＲＡ	貴局名は，何ですか。
ＱＲＨ	こちらの周波数は，変化しますか。
ＱＲＩ	こちらの発射の音調は，どうですか。
ＱＲＫ	こちらの信号（又は……（名称又は呼出符号）の信号）の明りよう度は，どうですか。
ＱＲＬ	そちらは，通信中ですか。
ＱＲＭ	こちらの伝送は，混信を受けていますか。
ＱＲＮ	そちらは，空電に妨げられていますか。
ＱＲＯ	こちらは，送信機の電力を増加しましようか。
ＱＲＰ	こちらは，送信機の電力を減少しましようか。
ＱＲＱ	こちらは，もつと速く送信しましようか。
ＱＲＵ	そちらは，こちらへ伝送するものがありますか。
ＱＲＺ	誰がこちらを呼んでいますか。
ＱＳＢ	こちらの信号には，フェージングがありますか。
ＱＳＤ	こちらの信号は，切れますか。
ＱＳＭ	こちらは，そちらに送信した最後の電報（又は以前の電報）を反復しましようか。
ＱＳＵ	こちらは，この周波数（又は……ＫＨｚ（若しくはＭＨｚ））で（種別……の発射で）送信又は応答しましようか。
ＱＳＷ	そちらは，この周波数（又は……ＫＨｚ（若しくはＫＨｚ））で（種別……の発射で）送信してくれませんか。
ＱＳＹ	こちらは，他の周波数に変更して伝送しましようか。
ＱＴＨ	緯度及び経度で示す（又は他の表示による。）そちらの位置は，何ですか。

２　その他の略符号

（１）　国内通信及び国際通信に使用する略符号

略符号	意義
Ｃ	肯定する（又はこの前の集合の意義は，肯定と解されたい。）。
ＣＦＭ	確認してください（又はこちらは，確認します。）。
ＮＯ	否定する（又は誤り）。

＜　無線設備規則　＞　最終改正：平成二二年一〇月二六日総務省令第九四号

第六条　発射電波に許容される占有周波数帯幅の値は、別表第二号に定めるとおりとする。

第十五条　周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によつて発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

２　周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度若しくは湿度の変化によつて影響を受けないものでなければならない。

３　移動局（移動するアマチユア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る振動又は衝撃によつても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

第十六条　水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、左の条件に適合するものでなければならない。

一　発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行つて決定されているものであること。

二　恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

第二十条　送信空中線の型式及び構成は、左の各号に適合するものでなければならない。

一　空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

二　整合が十分であること。

三　満足な指向特性が得られること。

第二十二条　空中線の指向特性は、左に掲げる事項によつて定める。

一　主輻射方向及び副輻射方向

二　水平面の主輻射の角度の幅

三　空中線を設置する位置の近傍にあるものであつて電波の伝わる方向を乱すもの

四　給電線よりの輻射

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

第二十五条　受信設備は、なるべく左の各号に適合するものでなければならない。

一　内部雑音が小さいこと。

二　感度が十分であること。

三　選択度が適正であること。

四　了解度が十分であること。

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値
Ａ１Ａ	０．５ｋＨｚ
Ａ２Ａ　Ａ２Ｂ　Ａ２Ｄ	２．５ｋＨｚ
Ａ３Ｅ	６ｋＨｚ
Ｆ１Ｂ　Ｆ１Ｄ	２ｋＨｚ
Ｆ２Ａ　Ｆ２Ｂ　Ｆ２Ｄ	３ｋＨｚ
Ｊ３Ｅ	３ｋＨｚ

＜　無線通信規則，国際電気通信連合憲章，国際電気通信連合条約　＞

☆無線通信規則

1.53　　標準周波数報時業務とは，一般的受信のため，公表された高い精度の特定周波数，報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学，技術その他の目的のための無線通信業務をいう．

1.169　　「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の機能を害し、又はこの規則に従って行われる無線通信業務の運用を著しく低下させ、妨害し若しくは反復的に中断する混信をいう。

3.1　　局において使用する装置の選択及び動作並べにそのすべての発射は，無線通信規則に適合しなければならない．

3.4　　局において使用する装置は，周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする．

この方式としては，取り分け，一部の周波数帯域幅拡張技術が挙げられ，特に振幅変調方式においては，単側波帯技術の使用が挙げられる．

3.7　　送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して無線通信規則に定める帯域外発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。

3.8　　送信局は、周波数許容偏差及び不要発射のレベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。

3.9　　発射の周波数帯域幅は，スペクトルを最も効率的に利用し得るようなものでなければならない．

このためには，一般的には，周波数帯域幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である．

3.12　　受信局は，関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする．

特に選択度特性は，発射の周波数帯域幅に関する無線通信規則（第3条3.9）の規定に留意して，適当なものを採用するものとする．

第5条　周波数分配表

kHz
10 100-10 150
14 000-14 350
18 068-18 168
21 000-21 450

15.1　　すべての局は，不要な伝送，過剰な信号の伝送，虚偽の又は紛らわしい信号の伝送，識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める場合を除く．）．

15.2　　送信局は，業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する．

15.19　　国際電気通信連合憲章，国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は，違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない．

局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。

主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、必要な措置をとる。

15.3　　混信を避けるために

15.4 a)　　送信局の位置及び業務の性質上可能な場合には，受信局の位置は，特に注意して選定しなければならない．

15.5 b)　　不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は，業務の性質上可能な場合には，指向性のアンテナの利点をできる限り利用して，最小にしなければならない．

17.1　　主管庁は，国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり，次の事項を禁止し，及び防止するために必要な措置を取ることを約束する．

17.2 a)　　公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること．

17.3 b)17.2 にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について，許可なく，その内容若しくは単にその存在を漏らし，又はそれを公表若しくは利用すること.

18.1 § 1. 1)　送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。ただし、無線通信規則に定める例外の場合は除く。

18.4 § 2.　許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

19.2 §2 1　虚偽又は紛らわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。

19.4 3)　19.13 から 19.15 を除いて，以下のすべての伝送は、識別信号を伴うものとする。

19.5 a) アマチュア無線.

19.17　識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験を行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。もっとも、この伝送中、識別信号は、少なくとも１時間ごとに、なるべく毎時（ＵＴＣ）の５分前から５分後までの間に伝送しなければならない。ただし、通信の不当な中断を生じさせる場合は、この限りでなく、この場合には、識別表示は、伝送の初めと終わりに示さなければならない。

25.1 §1 異なる国のアマチュア局相互間の無線通信は、関係国の一の主管庁がこの無線通信に反対する旨を通知しない限り、認められる。

25.2A § 2.　異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、意味を隠すために暗号化されたものであってはならない。

25.3 2　アマチュア局は、緊急時及び災害救助時に限って、第三者のために国際通信の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄化にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

25.6 2)　主管庁は、アマチュア局の操作を希望する者の運用上及び技術上の資格を検証するために必要と認める措置を執る。

25.7 § 4　アマチュア局の最大電力は，関係主管庁が定める.

25.8 § 5. 1)　国際電気通信連合憲章，国際電気通信連合条約及び無線通信規則すべての一般規定は，アマチュア局に適用する.

25.9 2)　アマチュア局はその伝送中短い間隔で自局の呼出符号を伝送しなければならない.

25.9A § 5A　主管庁は，災害救助時にアマチュア局が準備できるよう，また通信の必要性を満たせるよう，必要な措置を取ることが奨励される.

☆国際電気通信連合憲章

第 37 条,

184　PP-98　構成国は，国際通信の秘密を確保するため，使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な装置をとることを約束する.

☆国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約

1003　「有害な混信」とは，無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し，または無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え，若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう.